

議案第58号

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公衆浴場における水質基準等に関する指針等の一部改正に鑑み、旅館業の営業者が講ずべき措置の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福岡市旅館業法施行条例（平成24年福岡市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号オに次のただし書を加える。

ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

第3条第3号シ中「浴槽水を回収するための槽（以下「回収槽」という。）内の」を「浴槽から溢れた」に改め、同号シただし書中「回収槽内の」を「当該」に改める。

第8条第6号イ(ア)d及びeを次のように改める。

d 全有機炭素の量は1リットル中3ミリグラム以下であること、又は過マンガン酸カリウム消費量は1リットル中10ミリグラム以下であること。

e 大腸菌は、検出されないこと。

第8条第6号イ(イ)bを次のように改める。

b 全有機炭素の量は1リットル中8ミリグラム以下であること、又は過マンガン酸カリウム消費量は1リットル中25ミリグラム以下であること。

第8条第6号ウ中「浴槽水は」を「浴槽は」に改め、同号カ中「0.2ミリグラム」を「0.4ミリグラム」に、「を保つ」を「又は3ミリグラム以上のモノクロラミン濃度を常に保つ」に改め、同号コ本文中「回収槽内の」を「浴槽から溢れた」に改め、同号コただし書中「回収槽内を」を「当該湯水を循環させるための配管及び回収するための槽内を」に、「回収槽内の」を「当該」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福岡市旅館業法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第3号シ及び第8条第6号コの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請に係る施設について適用し、施行日前に行われた同項の許可の申請に係る施設については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に改築し、又は大規模の修繕をする施設については、改正後の条例第3条第3号シ及び第8条第6号コの規定を適用する。